

埼玉県告示第三百三十七号

告 示

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一 トリッ	11A105912	一	農業	令和七年四月二十一日 ～ 令和八年三月三十一日
五 トリッ	11B016859	一	農業	令和七年四月二十一日 ～ 令和八年三月三十一日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称
 埼玉県加須市浜町四番三十七号
 ほくさい農業協同組合 加須燃料配送センター

免税証を交付した事務所
 埼玉県春日部県税事務所

亡失年月日
 令和八年三月十二日